

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和三年七月二十七日から同年十一月二十九日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和三年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 奈良パワーシティ  
所在地 奈良市柏木町四七九番地一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり  
収容台数 九九八台

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり  
収容台数 四五五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり  
収容台数 一七四台

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり  
収容台数 一七四台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり  
容量 五三立方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり  
容量 五三立方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午前三時

(変更後) 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午前三時 (店舗建物①)

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前三時 (店舗建物②)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から翌日の午前三時三十分まで (駐車場①―①)

午前九時三十分から午後十時まで (駐車場①―②及び駐車場②から④

まで)

(変更後) 午前八時三十分から翌日の午前三時三十分まで (駐車場①―①)

午前九時三十分から午後十時まで (駐車場①―②及び駐車場②)

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 届出書添付図面3―1記載のとおり

出入口の数 九箇所

(変更後) 位置 届出書添付図面3―2記載のとおり

出入口の数 五箇所

三 変更する年月日

二の1 令和四年三月一日

二の2 令和三年八月一日

四 届出年月日

令和三年七月十四日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和三年七月二十七日から同年十一月二十九日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例(平成元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで